



訴 状

2024 (令和6) 年9月30日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	喜 田 村	洋 一
同	二 関	辰 郎
同	高 橋	涼 子
同	小 野	高 広
同	西 村	友 希

当事者及び代理人の表示 別紙当事者目録記載のとおり

国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

訴訟物の価額 320万円

貼用印紙額 2万1000円



請求の趣旨

- 1 内閣官房内閣総務官が原告に対して令和4年10月28日付けでした行政文書不開示決定（閣総第636号）を取り消す
 - 2 内閣府大臣官房長が原告に対して令和4年10月28日付けでした行政文書不開示決定（府総第953号）を取り消す
 - 3 内閣官房内閣総務官は、原告に対して、別紙文書目録1記載の文書を全部開示せよ
 - 4 内閣府大臣官房長は、原告に対して、別紙文書目録2記載の文書を全部開示せよ
 - 5 被告は、原告に対し、60万円及びこれに対する令和4年11月10日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
 - 6 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

原告は、2018年2月1日に設立された特定非営利活動法人であり、探査報道を専門とする報道機関である。

第2 本件不開示決定に至る経緯

1 安倍元首相の国葬が閣議決定されたこと

2022年7月8日、安倍晋三元首相（以下「安倍元首相」という）は、奈良県奈良市における街頭演説中に銃撃を受けて死亡した。

同日、岸田文雄首相（以下「岸田首相」という）は、政府としての追悼の仕方

について記者会見で質問を受け、死亡直後であることからまだ追悼の仕方は決ま
っていない旨並びに政府及び自民党としてしっかりとした対応を考えていくべ
きであると考えている旨答えた（甲1）。

同年7月14日、岸田首相は、記者会見において、同年秋に国葬儀の形式で安
倍元首相の葬儀を行うことを明らかにしたうえで、国葬儀に係る費用については
全額を国費により支弁する、国葬儀については閣議決定を根拠として実施するこ
とができる、閣議決定を根拠として国葬儀を実施することができることについて
は「内閣法制局ともしっかり調整をした上で判断しているところです」と述べた
（甲2）。

同年7月22日、安倍元首相の国葬を行うことが閣議決定され、葬儀については
同年9月27日に日本武道館において行うこと、葬儀のため必要な経費は国費で
支弁することが定められた（甲3）。

2 内閣法制局長官に対する開示請求

原告は、2022年7月26日付けで、内閣法制局長官に対し、行政機関の保
有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という）4条1項に基づき、
「1. 安倍晋三・元首相の国葬について、内閣法制局内で協議した文書一切」及
び「2. 安倍晋三・元首相の国葬について、内閣法制局外とやりとりした文書一
切」の開示を請求した（甲4。以下「第1次開示請求」という）。

同年8月18日付けで、内閣法制局長官は、第1次開示請求に対し、応接録（甲
5）1枚を開示した上で、開示対象文書「令和4年度応接録のうち、『02国の儀
式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて』（冒頭1
枚目の行政文書を除く。）」については、「請求に係る行政文書が内閣官房及び内閣
府から提出されたものであるため」という移送の理由を記載し、情報公開法12
条1項により、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長に対して事案を移送し
た（甲6）。

その後、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長は、第1次開示請求に対し、2022年9月26日付けで、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」という行政文書を開示することを決定し、原告に対してその旨を通知した（甲7、甲8）。

3 内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長に対する開示請求及び不開示決定

第1次開示請求に対し内閣法制局が開示した応接録（甲5）をみると、相談者として「内閣官房内閣総務官室、内閣府大臣官房総務課」、担当者として「乗越参事官、森下参事官補」とそれぞれ記載され、相談年月日として「令和4年7月12日～14日」と記載されている。これらの記載が示すとおり、内閣法制局の乗越徹哉参事官らは、2022年7月12日～14日の3日間、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、内閣官房内閣総務官室、内閣府大臣官房総務課から相談を受けている。

しかしながら、第1次開示請求に対し内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長が開示した文書（甲9。以下「第1次開示文書」という）は、「令和4年7月14日」付けの「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」という文書のみであり、これ以外の文書は開示されなかった。

そのため、原告は、同年9月26日、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長に対し、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」を第2次で開示請求した（甲10、甲11。以下「本件開示請求」という）。

その後、本件開示請求のうち、内閣官房内閣総務官に対する開示請求については2022年10月19日に、内閣府大臣官房長に対する開示請求については同月23日に、各行政機関の情報公開担当からそれぞれ連絡があり、既に開示を受けている第1次開示文書（甲9）については本件開示請求の対象外とする補正が

行われた（甲12、甲13）。

2022年10月28日、内閣官房内閣総務官は、本件開示請求に対し、「本件対象文書については、作成又は取得しておらず、若しくは廃棄しており、保有していないため（不存在）」として、文書を開示しない決定をした（甲14、以下「本件不開示決定①」という）。

同日、内閣府大臣官房長は、本件開示請求に対し、「開示請求に係る行政文書を作成、取得しておらず、保有していないため、不開示とする。」として、文書を開示しない決定をした（甲15。以下、甲15の不開示決定を「本件不開示決定②」といい、甲14及び甲15の不開示決定を総称して「本件不開示決定」という）。

本件不開示決定は、いずれもそのころ原告に送達された。

本件不開示決定①に付記された理由と、本件不開示決定②に付記された理由を対比すると明らかなおり、本件不開示決定①は文書を作成・取得していないことと、文書を破棄したことの2つを挙げている一方、本件不開示決定②では文書を作成・取得していないことのみを挙げている。このように、内閣官房内閣総務官と内閣府大臣官房長が挙げた本件不開示決定の理由は異なる。

第3 本件不開示決定に対する審査請求について

原告は、本件不開示決定を受けて、2023年1月27日付けで内閣総理大臣に対する審査請求を行った（甲16、甲17）。

上記審査請求のうち、内閣官房内閣総務官による不開示決定については、同年5月9日付けで情報公開・個人情報保護審査会に諮問された（甲18）。また、上記審査請求のうち、内閣府大臣官房長による不開示決定については、同月10日付けで情報公開・個人情報保護審査会に諮問された（甲19）。

2024年5月31日、情報公開・個人情報保護審査会は、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長に対し、本件不開示決定はいずれも妥当である旨の答申を行った（甲20、甲21）。その後、内閣総理大臣は、内閣官房内閣総務官の不開

示決定については2024年6月25日に、内閣府大臣官房長の不開示決定については同月27日に、原告による審査請求をいずれも棄却する旨の裁決を行い（甲22、甲23）、これらの裁決書は、同月28日（内閣官房内閣総務官の不開示決定についての裁決書）、あるいは同月29日（内閣府大臣官房長の不開示決定についての裁決書）に、それぞれ原告に送達された。

第4 本件不開示決定の違法性

1 はじめに

第2、3で述べたとおり、内閣官房内閣総務官と内閣府大臣官房長は、いずれも、本件開示請求時点において対象文書が存在しなかったことを理由として、不開示決定をした。

しかし、そのようなことはありえない。

以下、関連する事実関係や公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という）に簡単に触れたうえで（後記2）、それらに基づき原告の主張を明らかにする（後記3）。

2 本件開示請求対象文書の不存在はありえない

（1）岸田首相の発言

ア 岸田首相の記者会見の内容

岸田首相は、2022年7月14日の記者会見において、朝日新聞の記者から国葬儀の実施について国会審議は必要ないのかと問われたのに対して、次のように答えた。

「国葬儀、いわゆる国葬についてですが、これは、費用負担については国の儀式として実施するものであり、その全額が国費による支弁となるものであると考えています。そして、国会の審議等が必要なのかという質問につきましては、国の儀式を内閣が行うことについては、平成13年1月6日

施行の内閣府設置法において、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関する事、これが明記されています。よって、国の儀式として行う国葬儀については、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行い得るものであると考えます。これにつきましては、内閣法制局ともしっかりと調整をした上で判断しているところです。こうした形で、閣議決定を根拠として国葬儀を行うことができると政府としては判断をしております。」

(太字は原告代理人) (甲 2)

イ 国会における岸田首相の答弁の内容

国会においても国葬儀についての内閣法制局との協議が、岸田首相の政策判断に影響を与えたことを岸田首相自身が述べている。

2022年9月8日の衆議院議院運営委員会において、浅野哲議員が、「内閣府の独断で国葬儀という国の儀式をやるかやらないかを決定することはできないのではないか」と質問したのに対し、岸田首相は、次のように答えた。

「まず、国の儀式としての国葬儀を行うということが立法権に属するものなのか、司法権に属するものなのか、あるいは行政権に基づくものなのか。これを考えた場合に、私は、行政権に基づくものであり、その一つの根拠が内閣府設置法第4条3項等に明記されていることである、こういった説明をさせていただき、そして、行政権に含まれるものであるとしたならば閣議決定を根拠に行うことが求められるということで、閣議決定を行い、決定をした、これが法的な考え方の整理であると認識しております。よって、こうした判断に基づいて、内閣法制局ともしっかりと確認の上で、政府として判断ができるという判断の下に今回の決定を行った、こうしたことであります。」(太字は原告代理人) (甲 2 4)

(2) 応接録の記載

内閣法制局長官が2022年8月18日付けで原告に開示した応接録「〔件名〕国の儀式として行う内閣総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」には、

「相談者 内閣官房内閣総務官室、内閣府大臣官房総務課」

「担当者 乗越参事官、森下参事官補」

「相談年月日 令和4年7月12日～14日」

「備考 近藤長官、岩尾次長及び木村第一部長に相談済み。」

との記載がある（太字は原告代理人）（甲5）。

(3) 戦前の「国葬令」及び過去の総理経験者の葬儀

戦前においては、「国葬令」が存在していたが、同勅令は、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年法律第72号）1条「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、法律を以て規定すべき事項を規定するものは、昭和22年12月31日まで、法律と同一の効力を有するものとする」により、1948年1月1日に失効した。このことは、第1次開示文書にも記載されており、同文書では、「国葬令は、法律を以て規定すべき事項を規定するものであったことから…失効した」と指摘している（甲9）。

現状、国葬儀について具体的に定めた法律は存在しない。

戦後、歴代総理の死亡に対し国葬儀が行われたのは、1967年の吉田茂元首相の葬儀（故吉田茂国葬儀）のみである。

同葬儀については、翌年の国会において、予備費からの経費の支出が適切であったかが議論され、その過程において、当時の水田三喜男大蔵大臣が、「私はやはり何らかの基準というものをつくっておく必要があると考えています」と発言している。（甲25）

さらに、1975年の佐藤栄作元首相死亡の際には、政府・自民党首脳による会議が開かれ、佐藤元首相の葬儀を「国民葬」とすることに決定した。この会議は1時間40分と長時間に及ぶものであり、当時の吉國一郎法制局長官が、国葬に関する法令がなくなったこと、「国葬の場合には立法・行政・司法の三権におよび、国会や裁判所も出席の対象に含まれる」との見解を示したと報じられている（甲26）。

（4）公文書管理法

公文書管理法4条柱書は、「行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と定め、「処理に係る事案が軽微なものである場合」以外は文書の作成を義務づけている。

ここで言及されている「第1条の目的」とは、「国...の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国...の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」というものである。

3 本件開示請求対象文書の不存在はありえないこと

前述のとおり、安倍元首相が死亡した当日時点では、政府としての追悼の仕方は決まっていなかったが、当日の記者会見で質問が出たように、政府として、ど

のような形式で葬儀を行うかを早急に検討のうえ公表する必要性を認識したと考えられる。応接録（甲5）によると、内閣法制局の乗越参事官、森下参事官補は、2022年7月12日～14日の3日間、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、内閣官房内閣総務官室、内閣府大臣官房総務課から相談を受けている。そして、この相談結果を受けて、岸田首相は、同年7月14日に、「内閣法制局ともしっかり調整をした上で判断しているところです」、「閣議決定を根拠として国葬儀を行うことができる」と述べるに至った。国会答弁でも、国葬儀の決定根拠について、「閣議決定を根拠に行うことが求められる」、「これが法的な考え方の整理であると認識しております」、「内閣法制局ともしっかりと確認の上で、政府として判断ができるという判断の下に今回の決定を行った」と答弁している。

相談を受けた内閣法制局の担当者が、国葬令廃止の経緯、過去の総理大臣経験者の国葬、国民葬等をするに至った経緯や当時検討された法的根拠、予備費からの経費支出について国会で議論がされたことなどを知らなかったはずはなく、少なくとも相談を受けて調査・検討をしたことは明らかである。

答申書（甲20・6、7頁、甲21・7頁）によれば、2022年7月12日に、案段階の文書を内閣官房、内閣府が保有していたことがうかがわれる。仮に、この案段階文書が、最終的な同月14日付けの第1次開示文書（甲9）と同一かほとんど変わらない内容であり、内閣法制局の回答が単に「意見がない」という簡素なものであったとすれば、7月12日時点でそのような回答があってもよかったとも考えられる。

しかし、この相談内容は、法律事項ないし国会審議を要する事項なのか、あるいは閣議決定で決められる事項なのかという行政権の範囲にもかかわる重大な問題であり、過去の経緯や議論を踏まえて慎重に検討する必要のある事項である。上記2（3）で見たとおり、国葬令は、法律を以て規定すべき事項を規定するものであったため、失効したのである。そうであれば、国葬を、法律を制定するこ

となく、あるいは国会での検討を経ることなく、閣議決定で行うことができるかどうかは内閣法制局にとっても重要な法律問題であったはずである。

加えて、安倍元首相の死亡当日の記者会見でただちに質問が出たように、政府として葬儀をどのような形式で行うかは、国民の関心もきわめて高い事項である。そのため、内閣法制局としても直ちに結論を出すことはせず、引き続き同月14日まで、慎重に法的な検討や内閣官房・内閣府との議論を重ねて結論を出したと考えられる。

安倍元首相死亡の日に直ちに記者会見で質問を受けた岸田首相としても、早期の結論を希望していたと思われる（現に、内閣法制局との3日間の相談が終了した当日である7月14日の記者会見で、岸田首相は、相談結果を踏まえて国葬儀での実施を直ちに公表している）。内閣官房・内閣府としても、内閣法制局の反応や、内閣法制局から出された質問や追加調査等の依頼、いつ頃に回答をもらえそうであるかといった見通しなどを、当然、持ち帰って報告や検討していたはずであり、そういった過程に関連し、文書が一切存在しないということはありません。

公文書管理法4条は、前述のとおり、「第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」文書の作成を義務づけている。この問題が、「軽微なもの」と言えないことは明らかである。

また、前記引用した公文書管理法1条の目的達成のために、本件開示請求の対象文書が作成の必要な文書であることに疑いはない。さらに、本件開示請求の対象文書が、「国の有する諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう」にするために保存の必要な文書であり、いったんは作成されたが、本件開示請求までの間に廃棄されて存在しなくなったなどということもありえない。

以上のとおりであり、本件開示請求対象文書が不存在ということはありません。

い。

第5 義務付け請求が認容されるべきこと

すでに述べたとおり、本件開示請求の対象なる文書が存在するにもかかわらず、文書不存在を理由とする本件不開示決定がなされたため、原告は、本件不開示決定の取消しを求める取消訴訟を提起した（請求の趣旨第1項及び第2項）。

本件不開示決定はいずれも違法なものであり、本訴状請求の趣旨第1項及び第2項の訴えに係る請求には理由がある。

しかも、本件開示請求の対象となる文書は、情報公開法5条各号のいずれの不開示事由にも該当しない以上、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長は本件開示請求の対象となった文書を全部開示しなければならない（情報公開法5条柱書）。

したがって、原告は、本訴状の請求の趣旨第1項及び第2項記載のとおり取消訴訟を提起するとともに、これと併合して同第3項及び第4項記載のとおり義務付け訴訟を提起する。これらの義務付け訴訟は、行政事件訴訟法37条の3第1項ないし3項及び5項の各要件を充足している。

第6 国家賠償請求

上述のとおり、本件請求対象文書は、いずれも各行政機関において作成のうえ現在も保有されており、内閣法制局に対する2022年7月12日から14日までの間の相談に関する記録が不存在ということはありません。さらに、国葬の法的根拠等にかかわる検討や状況の報告などにかかわる内容の文書であるから、情報公開法5条各号の不開示情報に該当することもありません。内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長が、これらの文書が存在することを調査・確認したうえで、これを公開しなければならない義務を負っていたことは法令上明らかである。しかるに、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長は、職務上尽くすべき注意義務

を尽くすことなく漫然と本件請求対象文書を不存在として不開示決定をしたものである。内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長の各決定に違法があり、しかも内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長に過失があったことは明らかである

原告は、市民の知る権利の実現を目指して活動する報道機関であり、情報公開請求などを通じて得た情報を元に報道をしている（甲27～30）。それにもかかわらず、上記各行政機関の長の違法な行為によって、原告は、本来であれば入手できたはずの公文書入手できていないためにそれに基づいた報道ができず、しかも、本件審査請求や本件情報公開訴訟を提起せざるをえなかったため、業務を阻害され、あるいは停滞させられている。この原告が被った業務の阻害ないし停滞による無形の損害は、その一部としても50万円を下らない。

また、本件訴訟は、文書不存在を理由とする情報公開請求及び損害賠償請求訴訟であり専門性が高く、弁護士に依頼するのでなければ訴訟追行が著しく困難な類型の訴訟である。その弁護士費用の相当額は内閣官房内閣総務官らが行った不法行為と相当因果関係にある損害として被告が負担すべきものである。その金額は、本訴の難易度や費消すべき時間などを考慮すれば、その一部としても10万円を下ることはない。

第7 結語

よって、原告は、本件不開示決定をいずれも取り消したうえで（請求の趣旨1及び2項）、被告に対し別紙文書目録1及び別紙文書目録2記載の文書の全部開示決定を行うよう命じることを求めるとともに（請求の趣旨3及び4項）、原告が被った損害の一部にあたる60万円及びこれに対する原告が本件不開示決定を知った日より後であることが明らかな2022年11月10日から支払済まで、民事法定利率に基づく遅延損害金の支払を求める（請求の趣旨5項）。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり。

添 付 書 類

1	訴状副本	1 通
2	証拠説明書	2 通
3	甲号証写し	各 2 通
4	訴訟委任状	1 通
5	資格証明書	1 通

以上

(別紙)

当 事 者 目 録

- 〒105-0013 東京都港区浜松町二丁目2番15号
原 告 特定非営利活動法人Tansa
代表者理事 渡 邊 周
- 〒102-0084 東京都千代田区二番町8番地3 二番町大沼ビル2階
ミネルバ法律事務所
電 話 03-5216-7755
FAX 03-5216-7751
原告訴訟代理人
弁 護 士 喜 田 村 洋 一
- 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-6-4-404
新平河町法律事務所
電 話 03-5357-1827
FAX 03-5357-1828
原告訴訟代理人
弁 護 士 二 関 辰 郎
- 〒190-0022 東京都立川市錦町3-6-6 中村LKビル6階
原後綜合法律事務所立川事務所
電 話 042-512-5786
FAX 042-512-5789
原告訴訟代理人
弁 護 士 高 橋 涼 子

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目1番地3 第一富澤ビル3階
原後綜合法律事務所（送達場所）
電 話 03-3341-5271
FAX 03-3359-5975
原告訴訟代理人
弁護士 小 野 高 広

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷3-7-28 ライト・ハウス2階
原後綜合法律事務所越谷事務所
電 話 048-972-6582
FAX 048-972-6583
原告訴訟代理人
弁護士 西 村 友 希

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
被 告 国
代表者法務大臣 小 泉 龍 司

(処分行政庁の表示)

〒100-8968 東京都千代田区永田町一丁目6番1号
内閣官房内閣総務官

〒100-8914 東京都千代田区永田町一丁目6番1号
内閣府大臣官房長

(別紙)

文書目録 1

1. 国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし、令和4年9月26日付け閣総第556号-3で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」を除く。

(別紙)

文書目録 2

国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。 ※府総第924号令和4年9月26日付で開示の実施をした文書（4枚）を除く。